

午前10時05分

○委員長（小山 直子）

- ・ 遅刻委員連絡（佐古委員）

午前10時05分開議

○委員長（小山 直子）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

1 閉会中継続審査事件

- (1) 陳情第9号 函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号・第2号・第3号

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 陳情第9号第1項第1号から第3号については、総務常任委員会において「当市における学童保育所の決算状況等を調査した上で審査する必要があるため」との理由で継続審査としていたが、本年4月1日付けの委員会の所管変更に伴い、当委員会の所管となったものである。
- ・ 本件については、これまでの審査にかかわる資料及び総務常任委員会の逐語抜粋を過日、委員の皆様にも参考資料として、配付させていただいた。
- ・ 本年3月8日開催の総務常任委員会において要求していた学童保育所の過去5年分の決算状況及び指導員の給与等の資料について、5月23日付けで当委員会に提出があった。本件陳情については、まず理事者に出席を求め、この資料の説明を受け、その上で審査を進めてはどうかと思うが、いかがか。（異議なし）
- ・ 理事者の出席を求める。

（子ども未来部 入室）

○委員長（小山 直子）

- ・ 資料について説明をお願いします。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 紹介：子ども未来部長 岡崎 圭子、子ども企画課長 佐藤 尚之、子育て支援課長 柴田 成、次世代育成課長 船水 さかえ
- ・ 子ども未来部はことしの4月1日から、子供の育ちを総合的に支援するために市の関係部局から子供に関する業務を持ち寄り発足をした部であり、本庁の子ども企画課、子育て支援課、総合保健センターの次世代育成課、母子保健課で構成されている。よろしくをお願いします。
- ・ 学童保育所の概要説明
- ・ 資料説明：学童保育所の決算状況（平成18～平成22年度）、学童保育所指導員の給与等（平成22年度）（5月23日付 子ども未来部調製）

○委員長（小山 直子）

- ・ ただいまの資料の説明に対し、各委員から何か発言あるか。

○佐々木 信夫委員

- ・ 指導員の1時間当たり賃金はどのくらいか。また、常勤と非常勤で差はあるのか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 時給に換算すると、いずれも最低賃金はクリアしている。それから、常勤、非常勤の間の給料の差はやはり若干ある。

○佐々木 信夫委員

- ・ 最低賃金をクリアしているとのことだが、具体的にどのくらいなのか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 常勤については1,017円、非常勤については正確に出していないが、おおむね800円程度である。平成22年度の最低賃金は691円である。

○佐々木 信夫委員

- ・ そうすると常勤だから千幾らで、非常勤だから800円ということなのか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 常勤は月額であるが、便宜上時給に換算するということで、計算をして割りかえたものである。それから非常勤は決まった時間帯だけの勤務なので、これは時給で対応させてもらっている。

○能登谷 公委員

- ・ 児童数70人以上の学童保育所もあるということだが、一番少ないところ、一番多いところでどのくらいか。場所も教えてほしい。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 平成22年度で最大が66名、一番少ないところは10名である。個別の状況があるので、具体の固有名詞を出すのは控えさせていただきたい。

○能登谷 公委員

- ・ 学童保育所の対象は、小学生だけということによろしいか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 小学生を対象にしている。

○能登谷 公委員

- ・ 学童保育所の待機児童はいるのか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ どうしても市の北部地区はまだ子供がふえていたり、ニーズが高いところもあり、ある学童保育所からは入所を断った児童が10名以上いるという報告を受けたこともある。その校区にはもう1つ学童保育所があり、そちらがまだ受け入れ可能だったので、そちらを紹介したということもある。私どもはそういう子供たちのニーズ、地域ニーズを見ながら、また適正な望ましい規模が保たれているのかというようなこと等を総合的に見ながら、この間も5年間で18カ所も学童保育所がふえてきており、ニーズを見ながら対応してきているところである。

○能登谷 公委員

- ・ 今現在は待機児童はいないと思っいていいのか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 私どもは、どうしても受け入れた子供たちを対象にしており、断った子供たちがそのままの数で別の学童に行っているかどうかまでの追跡をしているわけではないので、全くいないと言い切ることはできないと思う。潜在していると思う。

○能登谷 公委員

- ・ うちの孫の場合、運動会があつて、平日の月曜日が休みとなつたが、そうするとだれかが休んで家にいなければならないということで、時間帯の部分で臨機応変な対応ができているかということもやはり課題だと思う。ニーズに合わせた開所ということを要望して終わる。

○本間 勝美委員

- ・ 学校、保育園等では人数に対して配置基準があるが、学童保育所に関しては児童数に対して指導員が何名といった基準があるのか。また、障がい児がいる学童保育所に関しては、必ず常勤が何名といった配置基準があるのか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 平成20年9月に函館市の学童保育所ガイドラインを策定している。これは国が平成19年度に国のガイドラインを定めており、それにのつとつた形で市に見合ったものを定めているもので、最低基準、義務基準というものではなく、望ましい基準ということで定めている。この中で障がい児の受け入れについては、「障がいのある児童を受け入れている場合は、常勤で専門的知識等を有する指導員が直接障がいのある児童を担当することを原則とする」ということになっている。そういった状況の中で障がい児を受け入れ、職員を配置していただいている。なお、障がい児の受け入れに対する市からの支援の状況は、国の基準の中で障がい児の受け入れ加算というものがあり、これは1人でも受け入れていれば、1施設当たり加算になるもので、平成22年度では1施設当たり147万2,000円である。平成24年度では157万7,000円と増額をしてきているところである。それから、国の補助であるが、障がい児の受け入れ準備金というものがあり、例えば障がい児を受け入れる場合、子供の発達状況に応じた遊具や教材を購入するときに100万円を限度に補助を出すことができるというものがある。私どもは、これも取り入れて要望があるところには支出をするようにしている。

○委員長（小山 直子）

- ・ 児童数による指導員の配置基準の質問もあつたが。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ まず、常時複数体制で対応するようにして、1名は必ず常勤とする。そして、10名から19名の場合は指導員の数は2名以上、20名から40名の場合は3名以上、40名を超える場合は適宜増員をする必要があるということで押さえている。

○本間 勝美委員

- ・ 保育園もそうであるが、昨年の震災以来、災害時にどう避難をさせるかというところがかなり課題になっていると思うが、障がい児を多く抱えているところであれば、災害時の対応もいろいろ問われ

てくると思う。障がい児の入所は、多いところではどのくらいか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 平成23年の状況であるが、23施設で51人の入所があり、1施設当たりの障がい児の数の内訳は、1人だけ受け入れているところが9施設、2人受け入れているところが8施設、3人が4施設、4人が1施設、障がい児専門の保育所が1カ所で10人である。

○福島 恭二委員

- ・ 今、説明を受けた資料については、総務常任委員会から求められて提出されたもので、求めた趣旨、内容、どういう意図で求めたのかということが知り得ないものである。それぞれの求め方があるので、これはこれとして受けとめるが、部長が資料の説明に入る前におっしゃった内容や今質問があった法律的なこと、児童1人当たりの指導員の定数について現在市が押さえているものと国の基準を対比できるものを資料として改めていただきたい。確認をお願いする。

○委員長（小山 直子）

- ・ 福島委員から学童保育所の国の基準、市の基準や学童保育所全体のことがわかる資料を要求したいということだが、委員の皆さんいかがか。（異議なし）
- ・ 子ども未来部のほうで用意できるか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ わかった。

○委員長（小山 直子）

- ・ それではよろしく願います。
- ・ 他に発言ないか。

○吉田 崇仁委員

- ・ この学童保育の決算状況を見ると幼稚園など公共施設で開設している保育所はまずまず黒字である。ところが民間の場合、少人数の児童数の保育所は、ずっと赤字ということである。どういう理由で赤字になっているのか、その点について聞きたい。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 民間で開設をしている場合、加算はしているが、どうしても地代、家賃がかかってくる、支出がふえるという傾向がある。それから、児童数が少ないわけだから保育料の収入もなかなか上がってこない。それから、委託料の基本になる額も国の補助がそんなに高くないというか、相対的に低くなるということで、収入が低いけれども支出が多く出るような仕組みになっているので、ここが一番苦しいところかなと思っている。

○吉田 崇仁委員

- ・ そういうことを考えると、児童数が36人から45人、この辺が大変理想的な学童保育の状況になる。ただ、小さいところが毎年欠損をおこすということは、これもまたかわいそうだということを考えると、小さいところに地代、家賃を援助するとか、そういう考えは持っていないのか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 家賃については、人数に応じてそれぞれ補助はしている。もちろんこの辺が、問題点、課題だとい

う受けとめはしているが、陳情の中にはさまざまな陳情事項があり、どれもそれぞれに現場の中の課題だと受けとめているので、今どこだけやるとか、やらないかという判断よりは、そもそもどういう形で取り組んでいくのが望ましいかということを見い出していかなければならないと思っている。委託料は年々ふえてはいる。だから、一定の努力はしてきていると思っているが、現場の中ではまだ足りないし、それから国の補助基準はまた別にして、障がい児の問題や待遇の問題など、そういったものの中で課題を持っている。そういったものがまだちょっとかみ合っていない部分がきっとあると思うので、そういったところをかみ合わせるような検討作業も続けていかなければならないと思っている。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言あるか。（発言なし）
- ・ 理事者は退室願う。

（子ども未来部 退室）

○委員長（小山 直子）

- ・ 本件について、各委員から発言あるか。

○佐々木 信夫委員

- ・ 教育委員会から出ている別の資料の説明はどういうふうになっているのか。

○委員長（小山 直子）

- ・ 特に求めている。参考として総務常任委員会で話し合われたことを逐語資料で配付しているのでそちらも各委員で読んでおいていただきたい。
- ・ 資料要求もあったので、継続審査ということによろしいか。（異議なし）
- ・ 議題終結宣告

---

(2) 陳情第14号 函館市男女共同参画施策のさらなる推進に関する陳情第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件は、組織改編等も踏まえ審査する必要があるということで継続審査としていた。
- ・ 本件について各委員から発言あるか。

○池亀 睦子委員

- ・ 「マイセルフ」について、理事者に質問をしたい。

○委員長（小山 直子）

- ・ 陳情の第5項について、理事者に質問をしたいという発言があったが、理事者に出席を求めるということによろしいか。（異議なし）
- ・ 理事者の出席を求める。

（市民部 入室）

○委員長（小山 直子）

- ・ 陳情にかかわって質問したいということがあったので、よろしく願います。

○池亀 睦子委員

- ・ 陳情の第5項の「マイセルフ」について、4月から指定管理者の事業になっているが、今後の内容的なことも陳情者からかなり御意見をいただいたので、発刊する経緯を確認しておきたい。

○市民部市民・男女共同参画課長（本吉 孝年）

- ・ 男女共同参画業務や女性にかかわる業務については、現在市民部で所管しているが、以前は教育委員会の婦人青少年課で所管しており、その当時——昭和47年になるが、「函館の婦人」という啓発紙を年2回発行していた。その後、男女共同参画意識というか社会啓発という部分もあり、平成13年に機構改革で市民部に男女共同参画課が新設された時点で業務も移管され、その時点でその啓発紙を「マイセルフ」と変え、公募委員4名を市民から募り、発行してきた。平成20年度からは男女共同参画課において企画・編集を行い発行してきたが、今年度より指定管理者の業務として位置づけしたところである。あくまでも、発行責任者は市であり、記事の内容や編集作業等については今後指定管理者と協議しながら進めていきたいと考えている。

○池亀 睦子委員

- ・ 市における広報紙はさまざまあるが、委託されているので最終チェックを今後市民部が行うと思う。内容の妥当性というか、その辺をもう少し、陳情者からかなり御意見いただいているので、精査をしていただければという思いもあり質問させていただいた。

○本間 勝美委員

- ・ 陳情第3項の「男女共同参画に関する図書・研究・情報提供を拡充してください」という項目であるが、過日女性センターに行ってきたが、図書がかなり古い図書も含めて多いという印象を受けた。函館市内には中央図書館や大学図書館等々があり、最近はそれぞれの図書館で互換性を持って本のやりとりも含めて行っていると思うが、女性センターの図書室がそういう形で、例えば女性センターにない本を中央図書館から持ってくるのか、そういうサービスを今後計画しているのか。また、図書の充実を含めてどういう計画があるのか。

○市民部次長（山本 幸仁）

- ・ 基本的に女性センターは図書室でなく図書コーナーなので、皆さんに満足いただける本を置くことはなかなか難しい。本間委員がおっしゃったように図書館から本を持ってきて置くという方法もあると思うが、その部分については私どもは考えなかったもので、本間委員の意見を参考にそういうことが可能なのかも含めて検討してみたい。図書の拡充は、御存じのように予算がなかなか厳しいものがあるが、今のペースでいくと年間で5、6冊は購入している。年間5、6冊なので少ないといえは少ないが、今後そういった意味では少ない予算の中で少し図書を手厚くするような考えに立ちながらやっていきたいと思っている。

○本間 勝美委員

- ・ やはり予算が少ないということが現実的にあると思う。それであれば中央図書館にも男女共同参画に関した書籍があり、あとは教育大学や函館大学等に関連の書籍もあると思う。インターネットでお互いの図書を交流できるような部分をつくると、設備投資はかかるかもしれないが、図書を購入しな

くても函館市内にある本をお互いに共有できるという点では、予算をあまり使わなくてももしかするとできる可能性はあると思うので、ぜひその辺の努力をお願いしたい。

- ・ 第7項に「女性センターの改修にあたっては、広く市民意見を聞く仕組みを作ってください」と書いている。先日、女性センターに行ってきたが、3階建てでエレベーターがなく3階まで上がるのが高齢者にとっては大変だと思う。障がいを持っている方にとっても大変だと思うので、そういう意味でエレベーターの設置等も含めて、女性センターの改修の計画は具体的にあるのか。

#### ○市民部次長（山本 幸仁）

- ・ エレベーターの件については、過去何回かエレベーターをつけるような感じでいろいろ話し合いをしてきた。実際、エレベーターを1つあの建物の中につくるとなるとすごく高価な物なので、なかなか実現できなかった部分がある。もう1つはエレベーターではなく、階段昇降機というか、階段設備に人を乗せてまわしていく物も検討したが、なかなか予算的に付かない部分があり、また利用者もそこまでしてということもあることから、なかなかその部分がうまくいかなかったのが実態であった。今後、女性センターの改修予定はあるのかということになると、今現在予定していることはない。

#### ○本間 勝美委員

- ・ 今後、恐らく遊休化した物件も出てくると思うので、ぜひ障がいを持った方、高齢の方も含めて本当に幅広い市民が利用できるような環境の女性センターづくりをしていただきたい。今でなくても移転も含めて、ぜひ検討していただきたいと思う。

#### ○能登谷 公委員

- ・ 平成24年度から指定管理者の事業になる「マイセルフ」は、年2回発行するというので、この陳情によるとこの方は指定管理者にやらせるなということだが、その辺はどうお考えか。

#### ○市民部次長（山本 幸仁）

- ・ 平成13年から公募委員4人で平成20年ぐらいまでやっていたが、公募委員を募集しても、文章を書くという作業なので、なかなか応募がなかったということが1つ。それから応募があっても毎年同じ方で、大体同じような人が書くので、内容がほとんど偏ってきており、啓発紙としていかなものかと、啓発が偏ってきているとの批判も受けて、それと同時に7年ぐらいかけて男女共同参画ということも、大体広く市民に知らしめたとの判断もあり、平成20年からは行政が主体となり、情報紙という形で、男女共同参画の情報を市民に伝えようということやってきて、その後指定管理者という現在の形態になっている。

#### ○能登谷 公委員

- ・ この陳情によると、「多くの市民の参画や団体の育成が阻まれる、情報が偏る」と今の答弁とは逆に結局偏るんだと。しかし、今の答弁だとだんだん偏ってきたんだという答弁だが、この陳情者は逆に偏りすぎると、いわゆる指定管理者がやると偏ってしまうと。それは人の取り方だから、陳情者の取り方だろうと思う。大体わかった。
- ・ 第6項「外部委員による「女性センター運営協議会（仮称）」を設置して企画・運営に多くの市民意見が反映でき、誰もが使いやすい女性センターとなるようにしていただきたい」ということで規約等の改正や緩和を求めていると思うが、こういう形の中で規約等の改正や緩和をする予定はあるのか。

#### ○市民部次長（山本 幸仁）

- ・ 男女共同参画条例がつくられる前は女性センターの運営協議会を年2回開催し、センターの運営について意見をいただいていた。平成17年に条例を制定し、審議会を立ち上げ、この男女共同参画審議会の中で議論いただくということで運営協議会を廃止した経過がある。ただ、その中で今現在も女性センターの利用者懇談会を開催しており、女性センターの利用に当たっての意見を伺いながら改修できるものは予算の範囲内で改修したりしているし、要望等も聞きながらセンターの利用について、よりよい利用ができるような形で進めてきている。

#### ○能登谷 公委員

- ・ 陳情書の最後のほうに「現在、女性センターでは大幅な改修が進められているが、一般市民は事前に詳細を知らされていません」とあり、最後のほうに「相談者への配慮にかけるのではないか、危機管理はどうなるのか」という声も出ているということだが、危機管理はどうなっているのか。本当に心配なのか。

#### ○市民部長（高橋 良弘）

- ・ 陳情書の最後の部分で危機管理がどうなっているのかということだが、そういった意味では、今いろいろ質問もあった中で、あとこの陳情の内容にあるように私どもとすれば指定管理者にお願いをしている部分もあるが、運営という部分では私どももきちっと協議、連携を図っている部分もあるし、センターの運営についても利用者懇談会や審議会もあるのでそういった部分でもいろいろなお話も聞きながら進めているということで、危機管理はきちんとしてしていると認識している。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 第1項は「組織・体制を縮小せず、拡充してください」ということだが、現時点ではどういうふうになっているのか、拡充する思いはあるのか。
- ・ 第2項は指導員等を課に置けということだと思うが、いるのか、いないのか。
- ・ 第4項から第7項は、改善なり改正なり、あるいは設置なり、女性センターの運営協議会などをつくれということだが、可能なかどうか。指定管理者にしているの、現時点では5年間はそうはいかないと思っているが、その辺のことについてお答えいただきたい。

#### ○市民部長（高橋 良弘）

- ・ 体制の関係だが、福祉部と保健所の組織機構の見直しにより、平成24年度から保健福祉部、子ども未来部に改編されたが、市民部の男女共同参画の業務の中ではDVの業務が子ども未来部に移管した。今まで男女共同参画の業務については、女性センターや各種団体と連絡調整を図っており、円滑に行われている状況にある。今まで男女共同参画課で課長以下4名の体制だったが、子ども未来部にDVを移管したことにより主査1名を移管し3名とし、今まであった市民課と一緒にして、市民・男女共同参画課となった。総体的に一緒になったということで課長以下13名の体制という部分では、いろいろな行事も含め応援体制も整えられるということで、そういう意味では少し強化されたという思いはある。それと、DVに関する業務を子ども未来部に移管したが、DVの業務というとどちらかというと相談業務や啓発といった部分である。子ども未来部で相談件数も13件あるということで、本庁と亀田支所で豊富な経験を持った女性相談員、専門の方がこれまでも対応しているが、特に問題もなく進

んでいる。市民部に市民相談に来る場合もあるが、そういう場合には同じ庁舎ということもあり、子ども未来部に一緒にお連れしてそういった相談も特に問題はなく業務は進んでいると考えている。

- ・ 専門の相談員、指導員については、去年も1名参加しているが、共同参画に関する研修会などに職員が参加して資質向上にも取り組んでいる。指定管理者の募集に当たっては、職員の研修費を設けて専門知識を高めなさいということで、センターの職員もそういった研修にも行って資質の向上に努めているので、現状のままでいいと考えている。
- ・ 4、5、6、7項の指定管理者の部分については、陳情にはこういう形で書かれてはいるが、私どもとすれば現状のままで十分満たされていると考えているので、対応できるものは対応したいと思うが、基本的には現状の部分で、あとはセンターと連携もしながら、きちんと運営していきたいと考えている。

○福島 恭二委員

- ・ そうすると組織改編はしたけれども、決して縮小になっていないという認識だと。「専門的知識を」というのは、恐らくこの陳情の趣旨はそういうことにたけている人をきちんと置くことによって信頼度が高まるということを求めてのことだとは思いますが、現時点では行政的には十分間に合っていると、そういう十分な対応ができる状況だということであった。
- ・ 4、5、6項の関係は、恐らく指定管理者に委託するときにこういった計画をきちんと示させてそれを受けとめて決定したと、こういう経過を考えれば、今これをにわかには様子を見ない間に改変することにはなり得ないのではないかと思うので聞いたが、そういう体制で委託をされているという認識で受けとめておく。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言ないか。（なし）
- ・ 理事者は退室願う。

（市民部 退室）

○委員長（小山 直子）

- ・ 本陳情について結論を出せるかどうか各会派の意見を伺いたい。なお、継続の場合は継続の理由もお願いする。

○吉田 崇仁委員

- ・ 結論を出せる。

○福島 恭二委員

- ・ 結論を出せる。

○池亀 睦子委員

- ・ はい。

○佐々木 信夫委員

- ・ 同じ。

○本間 勝美委員

- ・ 同じ。

#### ○委員長（小山 直子）

- ・ それでは、皆さん結論が出せるとのことなので、これより陳情第14号に対する協議を行う。
- ・ 陳情第14号について、各会派の賛否及びその理由を伺う。
- ・ なお、議運申し合わせにより不採択の決定をした陳情については、賛否の理由等に係る発言の記録を陳情者へ送付する扱いとなっており、この協議の場での発言を送付する扱いとなるので、配慮の上、発言願う。

#### ○吉田 崇仁委員

- ・ 第1項の男女共同参画施策推進に関する組織・体制を縮小せず、拡充してくださいということは、先ほど部長からも話があったとおり十分現状で、縮小しないでやっている、充実しているということで、これは現行どおりでよいと思えばツである。
- ・ 第2項は、専門的な知識を有した研究・指導員をおいてくださいと、これは必要に応じて対応しているという話を聞いたので、固定化する必要はないのではないかとということでこれもツである。
- ・ 第3項は、男女共同参画に関する図書・研究・情報提供を拡充してください、これは市民部にある図書などを十分提供して、あらゆるノウハウを最大限に情報提供しているという話であるので、これも拡充するまでもなく、現行どおりで十分よいのではないかと思えばこれもツである。
- ・ 第4項の女性センターに市民提案型事業枠を設けてくださいということは、指定管理者の事業に立ち入ることになるということで、そういった支障を考えれば、これは指定管理者のいろいろな事業提案ということがあって決まったことであるから、これは枠を設ける必要はないと思えば、またさまざまな講座も開いているということでなので、これもツである。
- ・ 第5項「マイセルフ」、公募市民による編集を行い、市が発行責任者となってください。これは市が発行責任者となって従来どおりやっているとと思っている。これはもう何ら問題がないということで、今になって特に市が発行責任者ということではなく、市が十分やっており、責任者になっているのでこれもツである。
- ・ 第6項、だれもが使いやすい女性センターとなるようにしてくださいということ。市民の意見は十分尊重しているようである。いろいろな利用者の懇談会などもやっているし、市も目を光らせているようなので、だれもが使いやすいようになっており、第7項とあわせて、こういう改修に当たっても、寒いということでトイレの暖房を改修したり、随分ときめ細かな配慮で女性センターにいろいろ気配りをしているようであり、十分市民の意見は聞いていると思うので、これもツである。
- ・ したがって、1項から7項までオールツとなった。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 大変残念なことだが、基本的には男女共同参画行政に対する不信感というか、そういうものが大いにあるやに感じた陳情である。
- ・ 第1項の組織の体制については改編したが、むしろ充実・強化をしたということであるから、これのことには当たらないということでツと。
- ・ 2項の専門的な知識を有した指導員ということだが、現在の職員で十分研修などを積み重ねていることから、同等の知識を有しているという判断であるから、これについてもそのとおりだと思えば、

この陳情についてはバツというふうにしたい。

- ・ 3番めの図書、情報提供の拡充をしてくださいということについては、先ほどの答弁からすると、少ない財政の中だが幾らか充実、強化をしたいということであるから、これについては私どもとしてはマルということにしたいと思っている。
- ・ 4、5、6、7項については、これらを踏まえて指定管理者に十分これらのことを伝えながら、あるいは計画をしながら、指導をしながら委託をしたと、こういう経過を考えるとこれらについては、現時点では沿いがたいということで、4、5、6、7項はバツにしたいと思っている。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ 公明党はまず1項バツ、2項バツである。2つバツで、大体意見が出て、不採択の考えは変わらないが、まず第1項に関しては縮小しているという状況は見受けられないのでバツである。
- ・ 2項は指導員を置くということだが、これは私は女性センターや男女共同参画事業にかかわる機会も多かったのだが、職員が大変よくリーダーシップをとりながら、また陰となり陽となりというか、いろいろな形でやっているということと男女共同参画の国内研の研修に函館市として毎年3人ぐらい行き、そういう方たちが結構女性センターにはかかわっていて、あまりこういう問題はないかと思うのでバツにした。
- ・ 第3項は一応マルにさせていただくが、やはり利用実態をよく踏まえて、もし何か手を加えるとなれば、あの場所で図書館というのは私は女性センターによく行くので、ちょっと無理があるなどは思っている。図書コーナーとか、サロンの部分も結構あるので、じゃあどういふものを置くのかというところももう少し検討の余地があるというところでもマルをつけさせていただいた。
- ・ 4項は特にこれはこのようには感じないのでバツである。
- ・ 5項バツ。6項もバツ。7項もバツということで、特に女性センターが利用しにくいとかそういうことは感じたことはなく、他の方たちにも聞いてもないので、これはバツで。「マイセルフ」については、よく聞いた意見を申し上げたので、それを伝えていただければと思う。それと女性センターの改修に当たってはという7項に関しては、あそこはDVも関与している場所でもあるので、さまざまな意見があることは確かだが、一応今の時点ではバツということでお願いする。

#### ○佐々木 信夫委員

- ・ 3項がマルで、あとすべてバツ、理由は皆さんそれぞれ会派で申し上げたとおりだと私どもも思っている。この3項に関しては、少しでも拡充という意味では、やはり先ほどの委員とやりとりしている中においても、やっぱりする必要があるので、拡充ということでマルということである。

#### ○本間 勝美委員

- ・ 結論から言うと陳情者の願意を尊重して1項から7項まですべてマルということである。理由としては、一応今回4月から機構改革で男女共同参画の分野も、今他の委員も言われたとおり動いている段階ではあるが、現状は恐らく縮小にはなっていないと思う。拡充してくださいという思いで、さらにやっぱり男女共同参画に対しては市の施策の中でも重要な分野ということで、さらなる拡充をお願いしたいということでマルである。
- ・ 2番めは研究・指導員について、毎年男女共同参画国内研修を行っている。派遣をされて学ぶ機会

もたくさんあるので、実際に学んだ方を指導員等に活用するなどの方法もあると思うのでマルにした。

- ・ 3番めは先ほどの質問のとおり図書の拡充である。いろいろなやり方があると思うので、そちらのほうをぜひやっていただきたいということでマルである。
- ・ 4番めについては、さまざまな学習講座をやっている。実際は今現在やられていると思うが、陳情者の考えている市民提案型の協働事業枠ということもあり得ると思っているのでマルにした。
- ・ 5番めの「マイセルフ」に関しては、いろいろ趣旨を拝見し、私も「マイセルフ」の内容を見ると、なかなかまだまだ不十分な点もあるという思いもあるので、陳情者の思いとしては要するに函館市がやはり積極的に男女共同参画に対してこういうふうを考えているということはこの「マイセルフ」に反映してほしいという思いだと思うのでマルにした。
- ・ 6番めのだれもが使いやすい女性センターについては、現状も女性センターの1階にアンケート用紙も配置されている。恐らく利用者の方からもし何かあれば運営に反映されていると思うが、さらに使いやすい女性センターになるようにという思いも込めてマルにした。
- ・ 7番めは先ほど話したようにセンターの改修、今回はDVの関係で図書コーナーの様態替えをした。その動線についてどうなのかという陳情者の思いもあると思うが、こちらのほうもやはり幅広く市民の意見を聞くような仕組みをつくるということで、これは同意が得られるなと思うのでマルにした。

○委員長（小山 直子）

- ・ 一通り聞いたので、採決態度を確認する。第1項については、日本共産党だけがマル。第2項についても、日本共産党だけがマル。第3項については、市政クラブだけがバツで、あとの会派はマル。第4項、第5項、第6項、第7項については、日本共産党だけがマルということでよろしいか。ここで何か発言あるか。

○吉田 崇仁委員

- ・ 第3項だが、うちの会派でバツと言ったが、十分今精査したら情報提供がいかに大事かということでマルに。

○委員長（小山 直子）

- ・ それでは、第3項については、全会派マルということに変更する。
- ・ これで協議を終了する。
- ・ 事務調整のため、11時40分をめどに暫時休憩する。

午前11時30分休憩

---

---

午前11時40分再開

○委員長（小山 直子）

- ・ 再開宣告
- ・ これより陳情第14号函館市男女共同参画施策のさらなる推進に関する陳情を採決する。
- ・ それではまず第1項、第2項及び第4項から第7項までを一括して採決する。各件は採決することに異議あるか。（異議あり・異議なし）
- ・ 異議があるので起立により採決する。

- ・ 各件を採択することに賛成の委員は起立願う。(起立少数)
  - ・ 起立少数である。したがって各件は不採択と決定する。
  - ・ 次に第3項を採決する。本件は採択することに異議あるか。(異議なし)
  - ・ 異議がないので、本件は採択することに決定する。
  - ・ ただいま採択と決定した陳情については、願意妥当であるとの意見を付け、会議規則第131条第2項の規定により、それぞれ市長その他の関係機関に送付し、並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することに異議あるか。(異議なし)
  - ・ 委員長の報告文については、委員長に一任願いたい。これに異議あるか。(異議なし)
  - ・ これで閉会中継続審査事件を終わる。
- 

## 2 閉会中継続調査事件

### (1) 地域福祉とコーディネーターについて

#### ○委員長(小山 直子)

- ・ 議題宣告
- ・ モデル事業の概要について3月30日付けで資料が提出されているので、この資料について説明を受けるため保健福祉部の出席を求める。よろしいか。(異議なし)
- ・ 理事者の出席を求める。

(保健福祉部入室)

#### ○委員長(小山 直子)

- ・ それでは資料について説明をお願いします。

#### ○保健福祉部長(川越 英雄)

- ・ 資料説明：地域福祉とコーディネーターについて(平成24年3月30日付 福祉部調製)

#### ○委員長(小山 直子)

- ・ ただいまの資料の説明に対し、各委員から何か発言あるか。(なし)
- ・ 理事者は退室願う。

(保健福祉部退室)

#### ○委員長(小山 直子)

- ・ 本件については、これまで行政調査なども行ってきたが、モデル事業実施後の課題等を検証するために引き続き調査を続けていくということによろしいか。(異議なし)
  - ・ 議題終結宣告
  - ・ 閉会中に委員会が行った調査については、次の定例会で報告することとなるが、委員長の報告文については委員長に一任願いたい。これに異議あるか。(異議なし)
  - ・ これで閉会中継続調査事件を終わる。
- 

## 3 その他

#### ○委員長(小山 直子)

- ・ 閉会中継続調査事件の産業廃棄物処理施設設置計画について担当部局に確認したところ、施設設置計画にかかわる事前審査申請はまだ提出されていないとのことである。本件については、事前審査申請等の動向を見ながら引き続き調査をしたいと考えているが、よろしいか。(異議なし)
- ・ その他、各委員から何か発言あるか。(発言なし)
- ・ 散会宣告

午前11時54分散会